

第8期

財 務 諸 表

自：令和 4年 4月 1日
至：令和 5年 3月31日

一般社団法人 栃木県バスケットボール協会

貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,453,405	21,029,485	△ 2,576,080
未収金	2,096,070	896,065	1,200,005
前払費用	130,000	93,809	36,191
流動資産合計	20,679,475	22,019,359	△ 1,339,884
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産合計	20,679,475	22,019,359	△ 1,339,884
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	815,781	377,778	438,003
未払法人税等	81,400	81,400	0
前受金	196,000	860,000	△ 664,000
預り金	601,637	146,497	455,140
流動負債合計	1,694,818	1,465,675	229,143
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,694,818	1,465,675	229,143
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	18,984,657	20,553,684	△ 1,569,027
正味財産合計	18,984,657	20,553,684	△ 1,569,027
負債及び正味財産合計	20,679,475	22,019,359	△ 1,339,884

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
受取チーム登録料	1,634,000	1,643,500	△ 9,500
受取競技者登録料	4,845,000	4,719,400	125,600
受取コーチ登録料	468,500	452,300	16,200
受取審判登録料	2,058,000	2,124,000	△ 66,000
受取賛助会費	480,000	355,000	125,000
受取会費計	9,485,500	9,294,200	191,300
事業収益			
大会協賛金収益	94,680	242,715	△ 148,035
広告料収益	265,000	180,000	85,000
放映料収益	270,000	0	270,000
プログラム売上収益	815,000	0	815,000
大会参加費収益	5,306,058	3,097,000	2,209,058
練習会等参加費収益	2,982,000	826,920	2,155,080
講習会参加料収益	2,386,300	2,175,800	210,500
プレックス事業収益	3,365,600	3,305,000	60,600
事業収益計	15,484,638	9,827,435	5,657,203
受取補助金等			
受取JBA振興費	8,983,648	6,736,000	2,247,648
受取県スポーツ協会助成金	1,800,546	719,000	1,081,546
受取国体補助金	0	367,220	△ 367,220
受取国体選手強化補助金	12,320,000	10,889,000	1,431,000
受取民間助成金	457,313	171,200	286,113
その他助成金	9,821,235	0	9,821,235
受取補助金等計	33,382,742	18,882,420	14,500,322
雑収益			
受取利息	50	22	28
雑収益	1,058,189	1,083,750	△ 25,561
雑収益計	1,058,239	1,083,772	△ 25,533
経常収益計	59,411,119	39,087,827	20,323,292
(2) 経常費用			
事業費			
仕入高	390,500	0	390,500
旅費交通費(事業)	28,504,216	7,196,372	21,307,844
支払分担金(事業)	270,000	270,000	0
消耗什器備品費(事業)	385,381	625,561	△ 240,180
消耗品費(事業)	3,547,238	4,640,185	△ 1,092,947
印刷製本費	171,600	123,200	48,400
燃料費	0	8,000	△ 8,000
賃借料(事業)	3,540,335	2,087,089	1,453,246
保険料(事業)	89,820	74,850	14,970
支払負担金(事業)	156,000	0	156,000
支払助成金(事業)	200,016	700,181	△ 500,165
委託費	261,200	0	261,200
会議費(事業)	1,698,322	283,092	1,415,230
会場費(事業)	82,080	468,996	△ 386,916
通信運搬費(事業)	172,140	430,000	△ 257,860
広告宣伝費(事業)	466,375	104,000	362,375
諸謝金(事業)	7,307,888	5,358,763	1,949,125
支払補助金(事業)	3,360,000	3,620,000	△ 260,000
雑費(事業)	862,974	2,316,102	△ 1,453,128
事業費計	51,466,085	28,306,391	23,159,694
管理費			
役員報酬	3,120,000	3,120,000	0
給料手当	1,650,393	1,637,850	12,543
法定福利費	6,021	24,705	△ 18,684
会議費	299,452	171,931	127,521
交際費	581,489	622,580	△ 41,091
旅費交通費	1,375,019	1,060,225	314,794
通信運搬費	250,892	226,559	24,333
備品消耗品費	105,252	1,479,237	△ 1,373,985
事務用消耗品費	282,524	194,210	88,314
修繕費	11,000	1,000	10,000
水道光熱費	129,722	118,039	11,683
賃借料	893,520	917,168	△ 23,648
租税公課	400	1,200	△ 800
支払負担金	70,000	70,000	0
委託費	396,000	396,000	0
情報処理関係費	12,540	31,308	△ 18,768
支払手数料	27,729	28,390	△ 661
雑費	220,708	70,412	150,296
管理費計	9,432,661	10,170,814	△ 738,153
経常費用計	60,898,746	38,477,205	22,421,541
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,487,627	610,622	△ 2,098,249
当期経常増減額	△ 1,487,627	610,622	△ 2,098,249
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,487,627	610,622	△ 2,098,249
法人税、住民税及び事業税	81,400	81,400	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,569,027	529,222	△ 2,098,249
一般正味財産期首残高	20,553,684	20,024,462	529,222
一般正味財産期末残高	18,984,657	20,553,684	△ 1,569,027
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	18,984,657	20,553,684	△ 1,569,027

令和5年 6月 9日

監査報告書


一般社団法人 栃木県バスケットボール協会
理事長 小曾戸 和彦 殿

一般社団法人 栃木県バスケットボール協会

監事

別井 明彦 

監事

萩 美紀 

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書類）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表及びその附属明細書の計算結果

財務諸表及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上